(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月四日

農林水産大臣　齋藤　健

○国土交通省告示第千百二十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月四日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道釜石秋田線	横手市猪岡字中野道下一二〇番二から同市猪岡字竜ノ末一四〇番二まで	平成二十九年十二月五日六時

○国土交通省告示第千百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

塩島沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡早川町大字早川字長知島一五九四番一地内四等三角点長知島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成二十七年国土交通省告示第千百三十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千三百四十四号で指定した塩島沢に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二四度五三分四五秒　七八二・三九七メートルの地点　一号

標柱一号から二六四度三三分四四秒　六七・〇四〇メートルの地点　二号

標柱二号から二三〇度三七分一六秒　二五・〇九六メートルの地点　三号

標柱三号から二四八度五二分一〇秒　一四・九六九メートルの地点　四号

標柱四号から三四二度二七分〇秒　三七・二二二メートルの地点　五号

標柱五号から三五一度〇八分三九秒　三三・六三三メートルの地点　六号

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、青梅市・八王子市・西多摩郡奥多摩町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

磯脇川第一小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十九年国土交通省告示第五百四号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県垂水市牛根麓

字壱ノ谷　三二一九番イ　一号

三二二九番　二号

三二二八　三号

字坂下　二二一六番一　四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浦上川支渓二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県奄美市名瀬朝日町九番一内四等三角点輪内公園を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十四年国土交通省告示第三百三十六号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五八度〇一分四六秒

四二二・三六四メートルの地点　一号

標柱一号から五五度二七分一〇秒

一八三・五四三メートルの地点　二号

標柱二号から二一六度五七分〇二秒

七五・二三〇メートルの地点　三号

標柱三号から二五〇度二〇分一七秒

五二・一九八メートルの地点　四号

標柱四号から二〇六度〇六分五一秒

七九・五三七メートルの地点　五号

標柱五号から三三九度四六分二〇秒

三三・四五九メートルの地点　六号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小勝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成二十五年国土交通省告示第千百四十一号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県奄美市笠利町大字手花部

字板引　二八四三番一　一号及び二号

二八一五番一　三号から六号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

冨士川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県伊佐市大口鳥巣

字狐岩　一六五二番二　一号

一六四四番　十五号

字尾曲　一五三一番　二号、三号、七号及び八号

一五五七番三　四号

一五二三番一　五号

一五二四番三　六号

一五三三番一五　九号

一五三三番一　十号及び十一号

一五三三番二五　十二号

一五三三番九　十三号及び十四号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大畝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県薩摩郡さつま町久富木

字坂ノ下　八六七番四　一号及び二号

八六七番一　三号

八六七番二　四号

八五七番一　五号

八六一番一　六号

字粕毛田　一一八二番三　七号

一一七四番　八号

一一七一番一　九号

一一六七番　十号

一一六八番　十一号

一一五九番　十二号から十七号まで